立木公売の公告
（第　４　回）

【資格付き一般競争入札】

１．入札及び開札の日時
　（１）入札受付　　令和４年９月２８日(水)　９時３０分～１０時００分
　（２）開札　　即時開札

２．入札及び開札の場所　　秋田森林管理署　会議室

３．現地案内
　別紙　現地案内日程表をご覧ください。

４．公売物件
（１）物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
（２）各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
（３）引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

５．郵便入札
（１）郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和４年９月２７日（火）の１７時００分までの必着とします。なお指定日時までに到着しない場合は無効となります。
（２）送付先は次のとおり
　　郵便番号　　０１９－２６０１
　　住　　所　　秋田県秋田市河辺和田字和田１５６－３
　　宛　　名　　秋田森林管理署長
　　入札書在中（朱書きで記載）
（３）郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

６．契約の締結期限　　令和４年１０月１７日(月)までとします。

７．代金の納入期限　　契約締結の日から起算して、20日以内とします。

８．代金の延納
（１）延納期間は、法令の定める範囲内とします。
（２）延納利息は、法令の定めにより0.59%とします。
（３）延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
　（但し、官収分のみであり、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。）

９．特約条項及び特記事項

（１）全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。

（２）個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。

（３）森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

秋田県秋田市河辺和田字和田１５６－３

秋田森林管理署　業務グループ　経営担当

問い合わせ先　TEL　０１８－８８２－２３１１

令和４年９月１２日

分任契約担当官

秋田森林管理署長　　尾前　幸太郎

公 売 物 件 一 覧 表 （ 立 木 ）

秋田森林管理署

物件番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面 積(ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積(m3)					延納	搬出期間
								スギ（一般材）	カラマツ（一般材）	その他N	L	合計		
1	秋田市河辺岩見字岩見山国有林278は3	国有林	皆伐	2.05	63	秋田杉外	1,644	769.73 (767.77)	0.00 (0.00)	1.45	44.04	815.22	認めます	36ヶ月
2	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050い外8	国有林	皆伐	22.09	65～79	秋田杉外	19,339	11,210.38 (11,162.74)	1,355.00 (1,350.28)	58.39	1,993.36	14,617.13	認めます	36ヶ月
	合計			24.14			20,983	11,980.11	1,355.00	59.84	2,037.40	15,432.35		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	1		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	秋田市河辺岩見字 岩見山国有林 278林班は3小班		
調査方法	直径毎木		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	2.05		
林齢（年）	63	１．特約条項に従っておこなうこと。	
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹　種	種　類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（ｃｍ）	平均 樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		399	372	324	91	12	3	1,201	767.77	28	19
秋田杉	生立木	低質材	90							90	1.96	8	7
ネズコ	生立木	一般材		2	1	1				4	1.45	24	12
ブナ	生立木	一般材			2					2	0.59	22	16
ナラ	生立木	一般材			8	2				10	4.15	26	16
サワグルミ	生立木	一般材			1	4	1	2		8	10.12	42	21
ケヤキ	生立木	一般材				1				1	0.56	32	16
ホオノキ	生立木	一般材			14	1				15	6.11	26	17
サクラ	生立木	一般材				1				1	0.78	34	20
イタヤカエデ	生立木	一般材			7					7	2.39	24	16
トチノキ	生立木	一般材			1	1				2	1.08	28	19
ヤチダモ	生立木	一般材			3					3	1.12	24	17
その他広葉樹	生立木	一般材			6					6	1.95	24	16
その他広葉樹	生立木	低質材	176	118						294	15.19	10	8
合計			266	519	415	335	92	14	3	1,644	815.22		

売払物件位置図

秋田市河辺岩見字
岩見山国有林
278林班は3小班

面　積　　2.05 ha
伐採種　　皆伐

1
20,000

凡　例

物件位置

売払物件位置図

秋田市河辺岩見字
岩見山国有林
278林班は3小班

面　積	2.05 ha
伐採種	皆伐

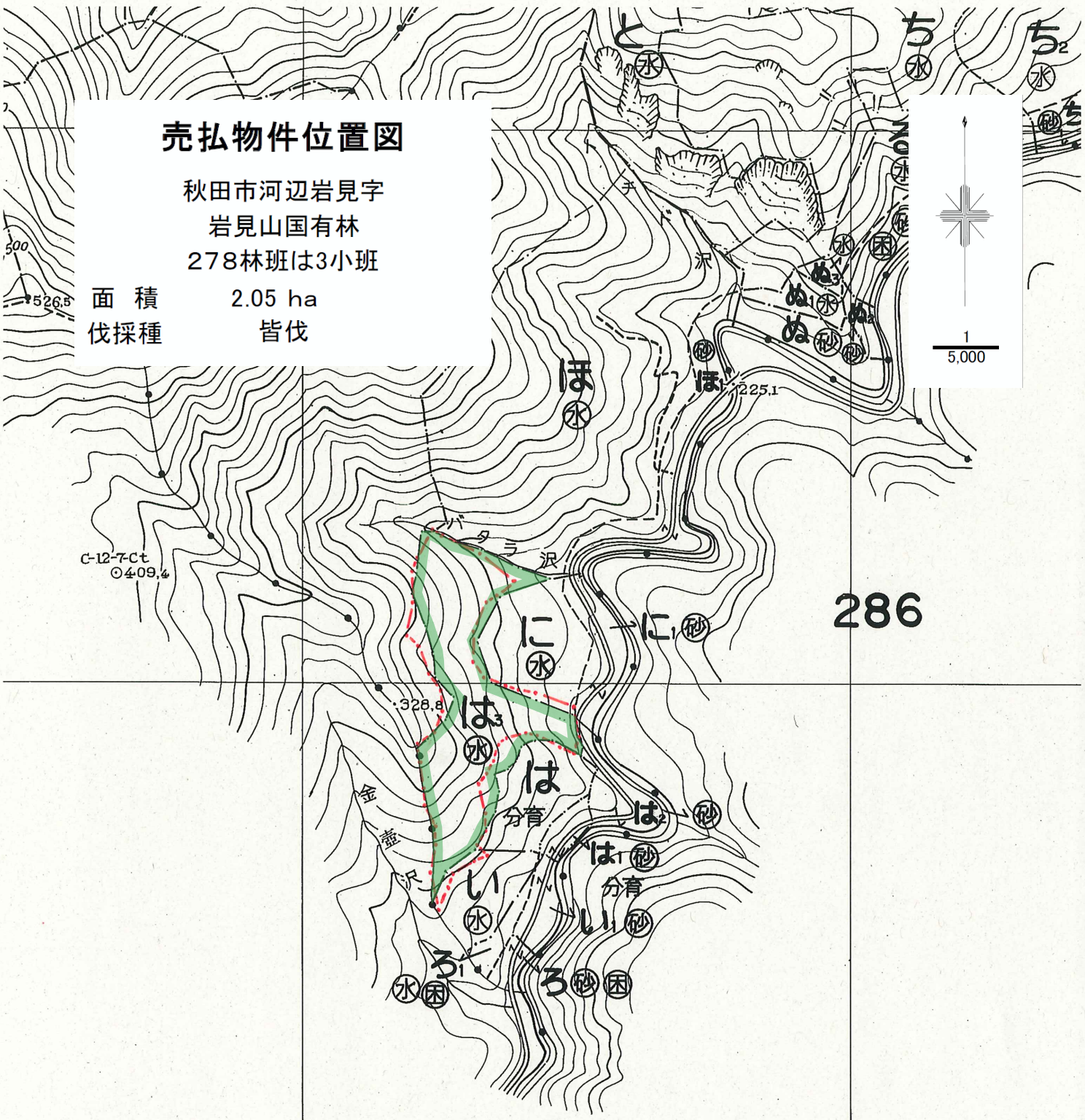

1:5,000

0　100　500

凡　例

物件位置

実測位置

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2	
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班い小班	1．特約条項に従っておこなうこと。
調査方法	標準地	
伐採方法	皆伐	
面積（ｈａ）	2.10	
林齢（年）	69	
搬出期間（ヶ月）	36	
契約関係		
法令制限、その他留意事項		
保安林	水源かん養	
自然公園		
砂防指定		

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	本数（本）	材積（m3）	径級（ｃｍ）	樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		56	209	541	429	70		1,305	2,007.94	38	27
秋田杉	生立木	低質材		42						42	3.88	18	7
その他広葉樹	生立木	低質材	28							28	0.83	10	8
合計			28	98	209	541	429	70		1,375	2,012.65		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班へ小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	標準地		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	1.81		
林齢（年）	68		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	本数（本）	材積（m3）	径級（ｃｍ）	樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		108	302	642	178	90	18	1,338	1,675.15	36	24
秋田杉	生立木	低質材	18	18	18					54	6.05	16	9
ナラ	生立木	一般材			18					18	8.01	28	17
ホオノキ	生立木	一般材			36					36	16.02	26	18
その他広葉樹	生立木	低質材	18	36						54	3.20	12	10
合計			36	162	374	642	178	90	18	1,500	1,708.43		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班ち小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	標準地		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	4.99		
林齢（年）	70		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	本数（本）	材積（m3）	径級（ｃｍ）	樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		278	674	891	336	100		2,279	2,585.76	34	24
秋田杉	生立木	低質材	99	40						139	5.55	10	6
カラマツ	生立木	一般材		40	475	357	120			992	985.96	32	25
カラマツ	生立木	低質材		20						20	2.77	16	14
ブナ	生立木	一般材			20					20	7.72	26	17
クリ	生立木	一般材			179	59				238	115.57	28	18
ナラ	生立木	一般材			60	40				100	46.30	26	18
ホオノキ	生立木	一般材			140	60				200	103.11	28	19
その他広葉樹	生立木	低質材	158	514						672	61.55	14	10
合計			257	892	1,548	1,407	456	100		4,660	3,914.29		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2	
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班る小班	
調査方法	直径毎木	
伐採方法	皆伐	
面積（ｈａ）	4.45	
林齢（年）	73	1．特約条項に従っておこなうこと。
搬出期間（ヶ月）	36	
契約関係		
法令制限、その他留意事項		
保安林	水源かん養	
自然公園		
砂防指定		

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	本数（本）	材積（m3）	径級（ｃｍ）	樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		145	158	187	171	98	22	781	1,099.82	38	24
秋田杉	生立木	低質材		2						2	0.11	12	9
カラマツ	生立木	一般材		44	105	106	43	8	1	307	348.58	32	26
カラマツ	生立木	低質材		16						16	1.95	14	14
ヒメコマツ	生立木	一般材			4	8	2			14	15.38	34	23
ヒメコマツ	生立木	低質材		1						1	0.16	20	10
ブナ	生立木	一般材			60	39	19	5		123	95.22	32	19
クリ	生立木	一般材			34	60	17	1		112	92.94	34	20
ナラ	生立木	一般材			81	43	7		1	132	80.30	30	18
サワグルミ	生立木	一般材			20	22	2	1		45	31.83	32	19
オニグルミ	生立木	一般材			3		1			4	2.83	32	19
ダケカンバ	生立木	一般材			9	2				11	5.05	26	17
カツラ	生立木	一般材			1					1	0.48	28	18
ホオノキ	生立木	一般材			82	58	19			159	109.84	32	19
サクラ	生立木	一般材			9	6	2			17	11.44	32	18
イタヤカエデ	生立木	一般材			49	17	8			74	43.12	30	18
トチノキ	生立木	一般材			15	4	5	3	3	30	35.89	40	20
センノキ	生立木	一般材			3	3		1	1	8	9.52	40	20
ヤチダモ	生立木	一般材			3	3	2			8	6.67	34	20
その他広葉樹	生立木	一般材			11	4				15	7.55	28	18
その他広葉樹	生立木	低質材		564						564	58.21	14	11
合計				772	647	562	298	117	28	2,424	2,056.89		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班う小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	標準地		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	1.52		
林齢（年）	65		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	本数（本）	材積（m3）	径級（ｃｍ）	樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		300	360	310	160	30		1,160	1,024.82	30	22
秋田杉	生立木	低質材	20	180						200	13.46	12	10
ヒメコマツ	生立木	一般材			10			10		20	33.40	40	25
ブナ	生立木	一般材			40					40	16.34	26	17
クリ	生立木	一般材			10					10	6.38	30	21
ナラ	生立木	一般材			10					10	3.39	24	17
その他広葉樹	生立木	低質材	40	490	10					540	53.24	14	12
合計			60	970	440	310	160	40		1,980	1,151.03		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1050林班お小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	標準地		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	0.43		
林齢（年）	65		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（ｃｍ）	平均 樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		85	103	88	45	8		329	289.86	30	22
秋田杉	生立木	低質材	6	51						57	3.80	12	10
ヒメコマツ	生立木	一般材			3			3		6	9.45	40	25
ブナ	生立木	一般材			12					12	4.63	26	17
クリ	生立木	一般材			3					3	1.80	30	21
ナラ	生立木	一般材			3					3	0.96	24	17
その他広葉樹	生立木	低質材	11	137	3					151	15.07	14	12
合計			17	273	127	88	45	11		561	325.57		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1051林班へ小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	直径毎木		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	0.96		
林齢（年）	65		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（ｃｍ）	平均 樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		276	175	52	1			504	194.53	22	18
秋田杉	生立木	低質材	2							2	0.06	10	7
カラマツ	生立木	一般材				1				1	1.37	38	26
ブナ	生立木	一般材			70	5	1			76	30.47	26	17
クリ	生立木	一般材			1	1				2	1.00	28	18
ナラ	生立木	一般材			15					15	4.89	22	17
サワグルミ	生立木	一般材			4	3		1		8	6.85	34	20
ホオノキ	生立木	一般材			2					2	0.76	24	18
イタヤカエデ	生立木	一般材			7					7	2.48	24	17
センノキ	生立木	一般材			1					1	0.34	24	17
その他広葉樹	生立木	一般材			1					1	0.25	22	15
その他広葉樹	生立木	低質材	105	407						512	47.97	14	11
合計			107	683	276	62	2	1		1,131	290.97		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1051林班へ1小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	直径毎木		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	2.21		
林齢（年）	68		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（ｃｍ）	平均 樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		180	253	275	208	33	2	951	1,060.06	34	24
秋田杉	生立木	低質材	2	6						8	0.37	10	8
カラマツ	生立木	一般材		2	7	6	1			16	14.37	30	25
ブナ	生立木	一般材			89	14	2	4	1	110	59.30	28	18
クリ	生立木	一般材			1	1				2	1.68	34	21
ナラ	生立木	一般材			11		1			12	4.87	24	17
サワグルミ	生立木	一般材			20	23	13	3		59	57.70	36	21
ダケカンバ	生立木	一般材			4					4	1.33	24	17
ホオノキ	生立木	一般材			22	1				23	9.00	24	17
サクラ	生立木	一般材			3					3	1.04	24	17
イタヤカエデ	生立木	一般材					1			1	1.11	42	19
トチノキ	生立木	一般材			3				1	4	3.94	38	18
シナノキ	生立木	一般材				1				1	0.81	34	21
その他広葉樹	生立木	一般材			1		1			2	1.59	34	18
その他広葉樹	生立木	低質材	97	355						452	41.24	14	10
合計			99	543	414	321	227	40	4	1,648	1,258.41		

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

物件番号	2		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級
物件所在地	仙北市西木町桧木内字小波内沢国有林1051林班る小班	1．特約条項に従っておこなうこと。	
調査方法	標準地		
伐採方法	皆伐		
面積（ｈａ）	3.62		
林齢（年）	79		
搬出期間（ヶ月）	36		
契約関係			
法令制限、その他留意事項			
保安林	水源かん養		
自然公園			
砂防指定			

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12cm～20	22cm～30	32cm～40	42cm～50	52cm～60	62上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（ｃｍ）	平均 樹高（ｍ）
秋田杉	生立木	一般材		248	337	283	284	53		1,205	1,224.80	32	22
秋田杉	生立木	低質材		142	18					160	14.36	16	9
ブナ	生立木	一般材			621	53	18	18		710	332.96	26	18
ナラ	生立木	一般材			248	36				284	102.13	24	16
ダケカンバ	生立木	一般材			18					18	8.69	30	16
ホオノキ	生立木	一般材			18					18	5.32	22	18
カエデ	生立木	一般材			18					18	4.79	22	16
その他広葉樹	生立木	低質材	124	1523						1,647	205.84	16	13
合計			124	1,913	1,278	372	302	71		4,060	1,898.89		

売払物件位置図

仙北市西木町桧木内字
小波内沢国有林
1050林班い小班外8

面　積　　22.09 ha
伐採種　　皆伐

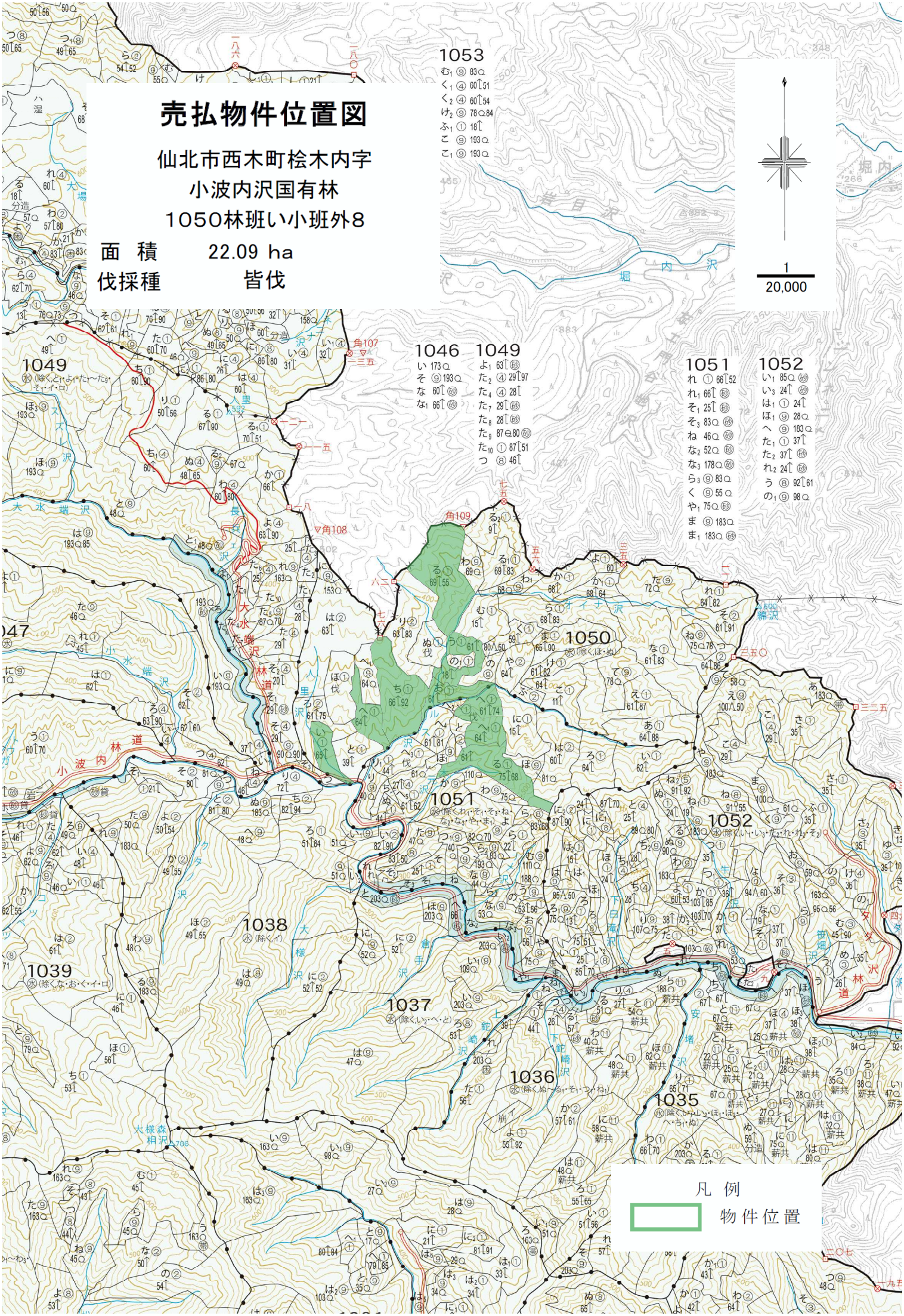

売払物件位置図

仙北市西木町桧木内字
小波内沢国有林
1050林班い小班外8

面　積　　22.09 ha
伐採種　　皆伐

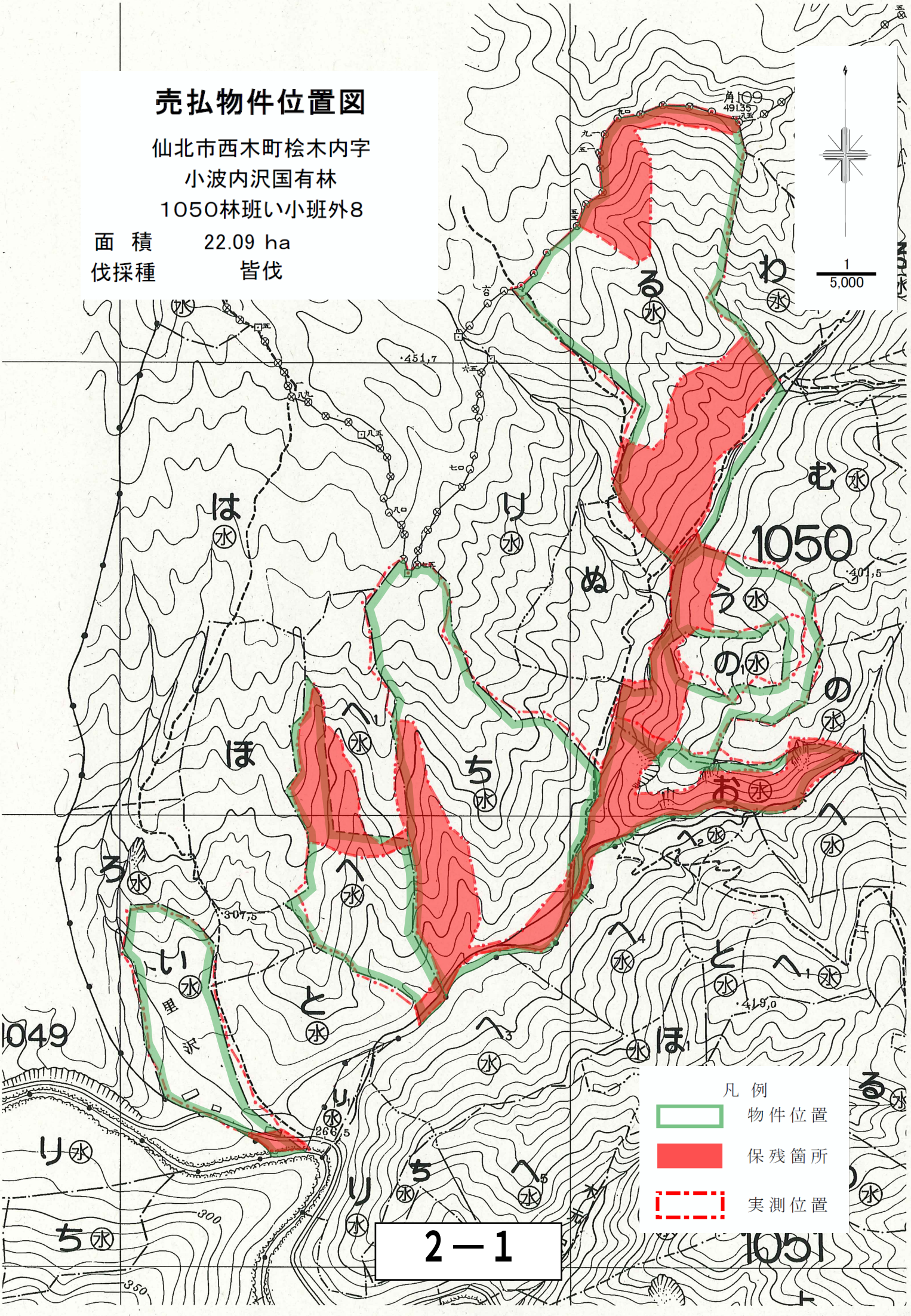

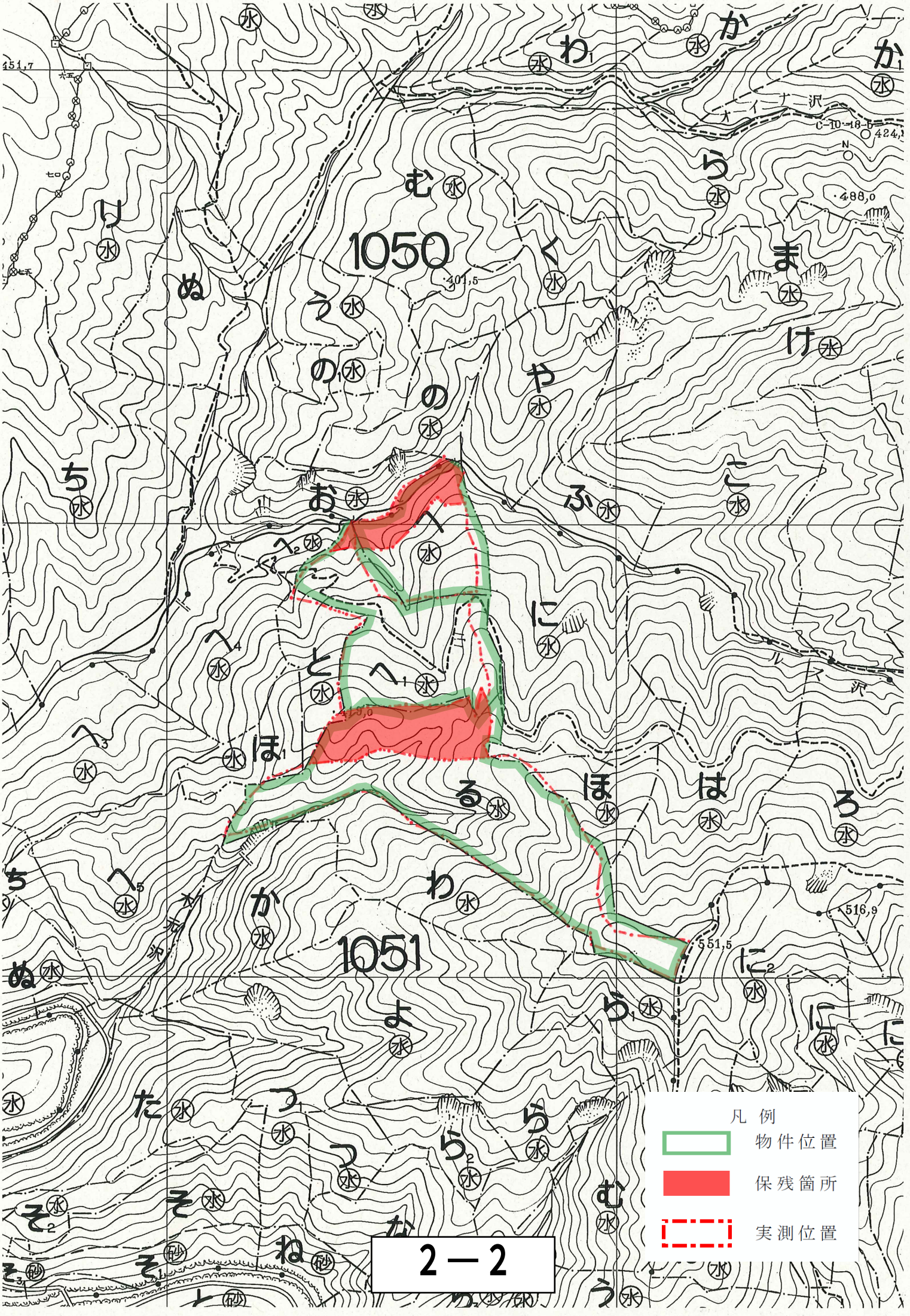
凡 例
物件位置
保残箇所
実測位置
2－2

入　札　条　件

１．入札の参加資格
この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

２．参加資格の確認
（１）入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
（２）入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
（３）入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

３．暴力団排除に関する誓約事項
（１）入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
（２）前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

４．公告物件の熟覧
公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

５．入札方法
（１）入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
（２）入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
（３）入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

６．落札者の決定
（１）開札は、指定した場所及び日時に行い、予定価格以上の最高金額入札者を落札者とします。
ただし、同金額の最高金額入札者が２者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
（２）落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

７．入札保証金
入札保証金は免除します。

８．契約保証金
（１）林産物の概算による契約で、現金納入に関わるものを除いて免除します。
（２）前号の概算による契約については、最終売渡数量により精算するのに要する金額相当額として国が指定する金額を現金で契約締結の日までに納付して下さい。

９．入札の無効
（１）競争参加不適格者が入札した場合。
（２）入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合。
（３）汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合。
（４）代理人が入札する場合で、委任状の提出が無い場合及び入札書に代理人の自筆署名又は記名のいずれか無い場合。

10．契約の成立
売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

11. 入札書用紙
入札書用紙は、定められている様式を使用してください。

12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。
なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

13. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

14. 違約金
（1）落札者が契約を締結しないときは、入札金額（税込）の100分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。
（2）買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

15. 違約金が発生した場合は、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

様式第12号

入　札　書

入札番号	第　　号

入札金額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行月日　　令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　秋田森林管理署長　　殿

所在地 商号又は名称 代表者氏名	

所在地 商号又は名称 代理者氏名	

様式第4号(第4条)

委　　任　　状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　入札年月日

2　件　　名

3　入札に関する一切の件

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

分任契約担当官
秋田森林管理署長　　殿

別紙

特約条項

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確実に図ること。不明な箇所については、必ず当該森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域表示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。
3. 物件の伐採・搬出に際しては、林地崩壊をしないよう注意し、また、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設木橋や土管埋設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、当該森林官の指示に従い、後片付けを実施すること。
4. 搬出に際し、保安林を使用する場合は、予め森林事務所へ「作業仕組承諾書」を提出すること。
5. 搬出路線の変更が必要となった場合は、速やかに当該森林官と協議すること。
6. 砂防指定箇所については、必要な手続きをしてから作業に着手すること。
7. 当箇所以外の林小班について、保安林又は砂防指定内である場合は、搬出支障木の伐採及び搬出路作設に係わり、それぞれの法に基づく所定の手続きが必要です。
8. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の必要な処置を行うこと。
9. 間伐物件については、標準地内の調査を基に伐採し、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
10. 物件箇所の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物を損傷しないよう注意を払い、損傷した場合は直ちに当該森林官へ届出し、当該森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理することになります。また、その処理費用についても、買受者の負担となります。
11. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、森林管理署は関与しないものとします。
12. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに当該森林官と協議をすること。なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一となります。
13. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認をし、必ず協議すること。
14. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

別紙　　特記事項（１号物件）

１．　特約条項に従っておこなうこと。

別紙　　特記事項（２号物件）

１．　特約条項に従っておこなうこと。

様式第５号（第４条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

東北森林管理局

森林作業道作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

１　路網計画

① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。

② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

２　森林作業道作設の基本的工法

① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。

③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

３　森林作業道の施工規格

(1)　幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

① 幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の

確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。

③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。

② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30㎝程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

② のり面勾配は、１割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお､伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

４ 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

５ 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

（単位：m/ha）

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地（0～15°）	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地（15～30°）	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地（30～35°）	車両系	15～20	0～ 5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地（35°～）	架線系	5～15	―	5～15	―	5～15

※路網・作業システム検討委員会資料より

（参考）

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする

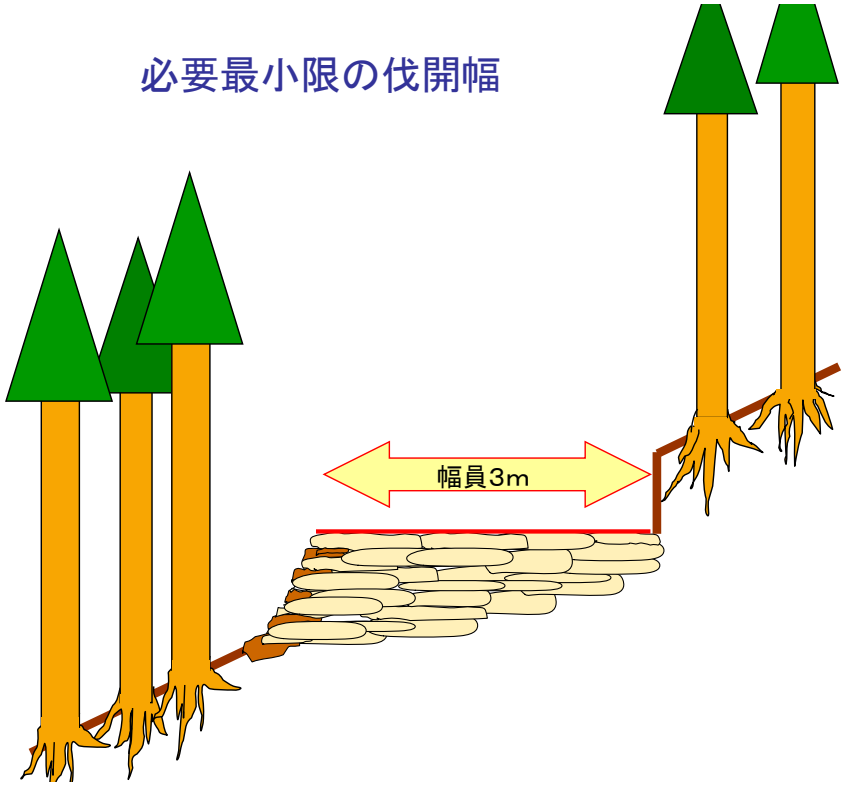

○　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

様式第１号　砂防指定地内制限行為許可申請書（第２条関係）

（Ａ４判）

年　　月　　日

（あて先）秋田県知事

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

砂防指定地内制限行為の許可について（申請）

次のとおり砂防指定地内において制限行為をしたいので、砂防法施行条例第５条の規定により申請します。

河　　川 (渓流)名	
行為地	郡　　町 市　　村　　字　　番地
地目及び面積	
目的	
行為の内容 及び方法	
期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

（注）　氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

別紙

現地案内日程表

1. 現地案内を希望する方は9月16日(金)午前中までに秋田森林管理署：経営担当までご連絡ください。
2. 集合場所は改めてこちらから連絡させていただきます。
3. 参加人数によってはいくつかのグループに分けて案内することがあります。
   (少人数で出来る限り短い時間のなかで案内させていただきますが、現地案内日を分けることはありません。)

物件番号	物　件　所　在　地	契約関係	現地案内日時
１号	(鵜養) 岩見山国有林278は3林小班	国有林	9月21日(水) 9:30～
２号	(吉田) 小波内沢国有林1050い林小班外8	国有林	9月20日(火) 9:30～

秋田森林管理署　経営担当
TEL:018-882-2311
FAX:018-882-2614